



一般廃棄物処理施設設置許可証

平成17年 6月14日

瀬戸市山の田町43番地の303
有限会社 岩田清掃
代表取締役 岩田 勝次 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

愛知県知事 神 田 真 秋



許可の年月日	平成17年 6月14日	許可番号	16尾廃第103-1号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設 (圧縮施設) 資源ごみ(廃プラスチック類)		
設置場所	瀬戸市上水野町1番4		
処理能力	資源ごみ(廃プラスチック類)	18.32t/日 (2.29t/時間)	
許可の条件	なし		
留意事項	<ol style="list-style-type: none">1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第23 (第13条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

平成20年8月29日

愛知県知事 殿

受付控

30.8.29

愛知県尾張県民事務所
廃棄物対策課

住所

届出者 氏名 愛知県尾張郡岩田町43番地の303
名称及び 株式会社岩田清掃
代表者氏名 代表取締役 岩田勝彦
電話番号 TEL (0561) 21-0006

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称	ごみ処理施設（圧縮施設）
一般廃棄物処理施設の設置の場所	瀬戸市上水野町1番4
一般廃棄物処理施設の種類	資源ごみ（廃プラスチック類）
許可年月日及び許可番号又は届出年月日	許可（届出） 平成17年 6月 14日 16尾廃第103-1号
変更内容 （軽微な変更等の場合）	軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
	商号変更 旧 有限会社岩田清掃 新 株式会社岩田清掃
	省令第5条の4（省令第5条の9及び第5条の10の11において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更
廃止若しくは休止又は再開の理由及び年月日 （廃止若しくは休止又は再開の場合）	廃止・休止・再開の別
	理由
	年月日
※処 理 欄	

- 備考 1 変更内容の欄の「軽微な変更」及び「省令第5条の4（省令第5条の9及び第5条の10の11において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更」の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、当該欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 2 変更内容の欄の記入については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 次の書類及び図面を添付すること。
- (1) 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (2) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。